# 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月 福島県立いわき総合高等学校

# 目次

- 1 基本理念
- 2 基本方針
  - (1) いじめの定義
  - (2) いじめの防止等の対策のための組織
  - (3) いじめの未然防止のための取組
  - (4) いじめの早期発見のための取組
  - (5) いじめに対する措置
  - (6) 年間計画・目標
  - (7)評価と改善

福島県立いわき総合高等学校(以下「本校」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)、いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日文部科学大臣決定(最終改定 平成29年3月14日)。以下「国の基本方針」という。)にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### 1 基本理念

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その 他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はそ の兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含む ものであり決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わ ないとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがな いようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、警察その他の関係者の連携の下に行う。

## 2 基本方針

(1) いじめの定義

#### 【いじめ防止対策推進法】

(第2条)「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### <具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
  - 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
  - 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - 対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる。
  - 遊びやチームに入れない。
  - 席を離される。

- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
  - たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
  - 遊びと称して対象の生徒が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
  - 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てたりされる。
  - 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - 使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
  - 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
  - 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
  - いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) のグループから故意に外される。

「いじめ」に当たるか否かの判断に当たっては、次の6点を踏まえることが大切である。

- (1) いじめられた児童生徒の立場に立つこと。
- (2) いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないよう努めること。
- (3) 特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用すること。
- (4) けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- (5) インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が心身 の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対 応に努めること。
- (6) 教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」 という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が 定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報 共有を行うこと。

#### (2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名称

「いじめ防止対策推進委員会」

② 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、年次 主任、スクールカウンセラー

- ③ 組織の役割
  - 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
  - いじめの相談・通報の窓口
  - いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整 (緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指 導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

#### (3) いじめの未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、産業社会と人間、総合的な探求の時間、HR等を中心に全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

#### (4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。 なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に 取り扱う。
- ② 面接旬間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。アンケートの回収にあたっては、回収率を向上させるための工夫を行う。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
- ④ 校内研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換を行う。

#### (5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を、生徒指導主事を経由して校長に報告する。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその 再発を防止するため、いじめ防止対策推進委員の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその 保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継 続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの 共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上にいじめと思われる不適切な書き込み等があった場合、いじめ防止対策推進委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態発生時への対応

#### <重大事態とは>

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑 いがある と認めるとき。

#### <重大事態の調査>

- ア 重大事態が発生した場合は、福島県教育委員会の指導・助言のもと、弁護士、精神科医、 スクールカウンセラー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査 する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真 撃に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

## (6)年間計画・目標

## ① 年間計画

月		生徒指導	面談・実態調査(アン	校内研修	いじめ防止の	評価
		計画	ケート等の実施計画)	計画	ための会議等	計画
4	8	全校集会				
	14				第1回いじめ防止	計画・目標の確認
					対策推進委員会	
	24				職員会議	
					(方針決定)	
5	8~19		第1回面接旬間			
	23			職員研修①		
	26			情報交換会		
				(2年次)		
	27				第2回いじめ防止	アンケート実施方法
					対策推進委員会	の確認
6	9		いじめに関するアンケート①			
	11	保健講話				
		(3年次)				
	18			情報交換会		
				(1年次)		
	23				第3回いじめ防止	アンケート結果確認
					対策推進委員会	
7	3	保健講話				
		(2年次)				
	10	保健講話				
		(1年次)				
	17	心の講話				
		(1年次)				
	18	全校集会				
8	25	全校集会				
9	16		いじめに関するアンケート②			
	16~25		第2回面接旬間			
	24				第4回いじめ防止	アンケート結果確認
					対策推進委員会	
	30	全校集会				
		1	l			

月	В	生徒指導	面談・実態調査(アンケ	校内研修	いじめ防止の	評価
		計画	ート等の実施計画)	計画	ための会議等	計画
10	3				第5回いじめ防止	中間評価
					対策推進委員会	(書面)
	27			職員研修②		
12	19	全校集会				
1	13	全校集会				
2	9		いじめに関するアンケート③			
	24				第6回いじめ防止	アンケート結果確認
					対策推進委員会	
3	17				第6回いじめ防止	年間評価報告
					対策推進委員会	

- ※ 職員研修日(5月23日、10月27日)を使って校内研修を実施する。
- ※ 年間を通して、職員会議後の時間を活用し校内研修を実施する。

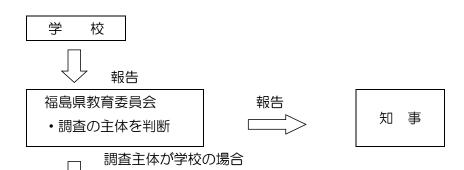
## ② 目標

- ア 自分で判断し行動できる人間に生徒を育てる。
- イ 生徒同士の心の結びつきを強め、人間関係を豊かにする。
- ウ 組織的に取り組む。
- エ 正しい理解の普及に努める。

## (7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者を対象とした学校評価アンケートでの回答、委員による評価をもとに評価する。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

# 重大事態への対応



調査組織による調査

学校への指導・支援

#### 【調査組織】

「いじめ防止対策推進委員会」を中心として、重大事態の特性に応 じた専門家などを加える



- 1 調査結果の提供及び報告
  - ・いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供
  - ・ 教育委員会への報告
- 2 調査結果を踏まえた必要な措置
  - ・被害生徒及び保護者への支援
  - ・加害生徒及び保護者への指導・助言
  - いじめがあった集団への働きかけ
  - ・上記に必要な関係機関等との連携